

特定都市河川の指定に関する説明資料 (雨水浸透阻害行為)

令和6年6月



福岡県河川整備課

雨水浸透阻害行為の許可について

特定都市河川浸水被害対策法 第30条より（抜粋）

特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる行為であって雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるもの（**雨水浸透阻害行為**）として**1000m²以上**のものをする者は、あらかじめ、当該雨水浸透阻害行為をする土地の区域に係る**都道府県（政令市、中核市）の長の許可**を受けなければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

（i）**宅地等にするために行う土地の形質の変更**

（ii）**土地の舗装**（コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うことをいい、（i）に該当するものを除く。なお、地すべり防止工事及び急傾斜地崩壊防止工事等においては、地表面を全面的にコンクリート等で覆うものが対象となる。）

（iii）（i）及び（ii）のほか、**土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある次に掲げる行為**

（政令第8条）

- 1）ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為
- 2）ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地で行われる行為を除く。）

なお、（iii）に定める行為により造成された土地において、（i）又は（ii）に定める行為を行うときは許可を要する。

適用除外

法第30条ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。
(政令第7条)

通常管理行為、軽易な行為その他の行為

- 1) 主として農地または林地を保全する目的で行う行為
- 2) 既に舗装されている土地において行う行為
- 3) 仮設の建築物等（建築物その他の工作物をいう。）の建築その他の土地の一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）

許可の申請の手続

法第31条より

次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事等（県、政令市、中核市）に提出しなければならない。

- 一 雨水浸透阻害行為をする土地の区域（以下「行為区域」という。）の位置、区域及び規模
- 二 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画
- 三 雨水貯留浸透施設の設置に関する工事その他の行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するため自ら施行しようとする工事（以下「対策工事」という。）の計画
- 四 その他国土交通省令で定める事項

許可の基準

法第32条より

当該行為区域における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものである必要がある。

技術的基準（政令、省令）

（政令第9条）

対策工事の計画が、当該行為区域で基準降雨の強度の降雨が生じた場合においても、流出雨水量の最大値が当該雨水浸透阻害行為によって増加することのないように定められたものであること。

① 基準降雨（政令第9条、省令21条）

基準降雨は、確率年を10年、降雨波形を中央集中型、洪水到達時間を10分、降雨継続時間を24時間とし、既存の降雨観測記録から降雨継続時間と降雨強度の関係について統計処理して適切に設定することを標準とする。

② 流出係数の適用（省令20条）

土地利用形態ごとの流出係数は、「流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号）」に定める値を適用する。

③ 流出雨水量の算定（省令20条）

流出雨水量の算定は次にあげる式により10分ごとに算定する。

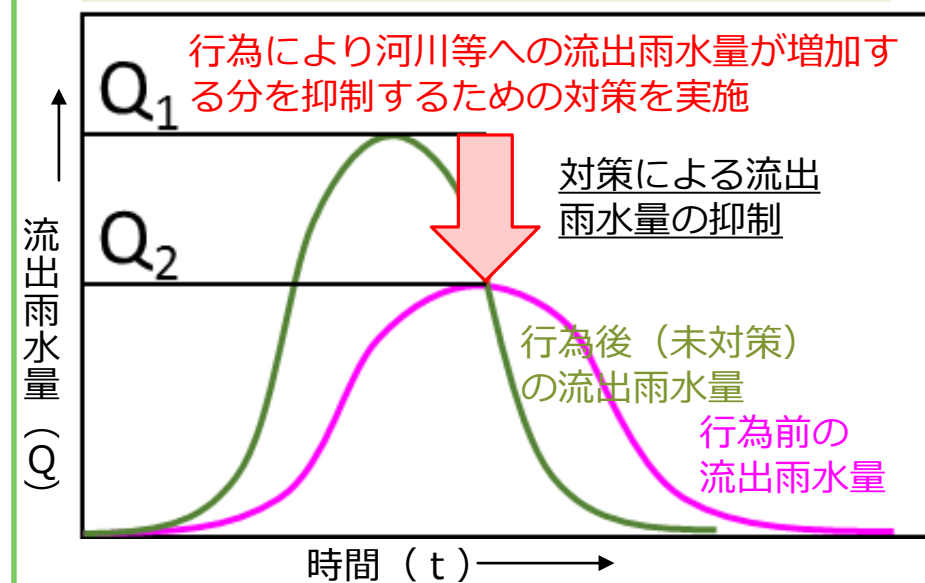
$$Q = 1/360 \times f \times r \times A \times 1/10000$$

Q 行為区域からの流出雨水量(m³/s)、f 行為区域の平均流出係数、r 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値(mm/h)（洪水到達時間は10分とする。）、A 行為区域の面積(m²)

▼調整池容量の算定について（国土交通省）

雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために設置する雨水貯留浸透施設の必要容量等を、「調整池計算システム」を使用して概算し、対策工事の計画や許可申請時に必要な計算書の作成を行うことができる。

雨水浸透阻害行為に対する対策量のイメージ



雨水浸透阻害行為の考え方 (イメージ)

STEP1

様式-5

雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量

合理式 $Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A \cdot 1/10000$

Q: 行為区域からの流出雨水量(m³/s)
 f: 行為区域の平均流出係数 0.2 (田・畑) → 0.9 (宅地)
 r: 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値(mm/h) (仮定値) 120 mm/h
 A: 行為区域の面積(m²) 3,000m²

① 行為前の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.2 \times 120 \text{ mm/h} \times 3000 \times 1/10000 = 0.0200 \text{ m}^3/\text{s}$$

② 行為後の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.9 \times 120 \text{ mm/h} \times 3000 \times 1/10000 = 0.0900 \text{ m}^3/\text{s}$$

よって,

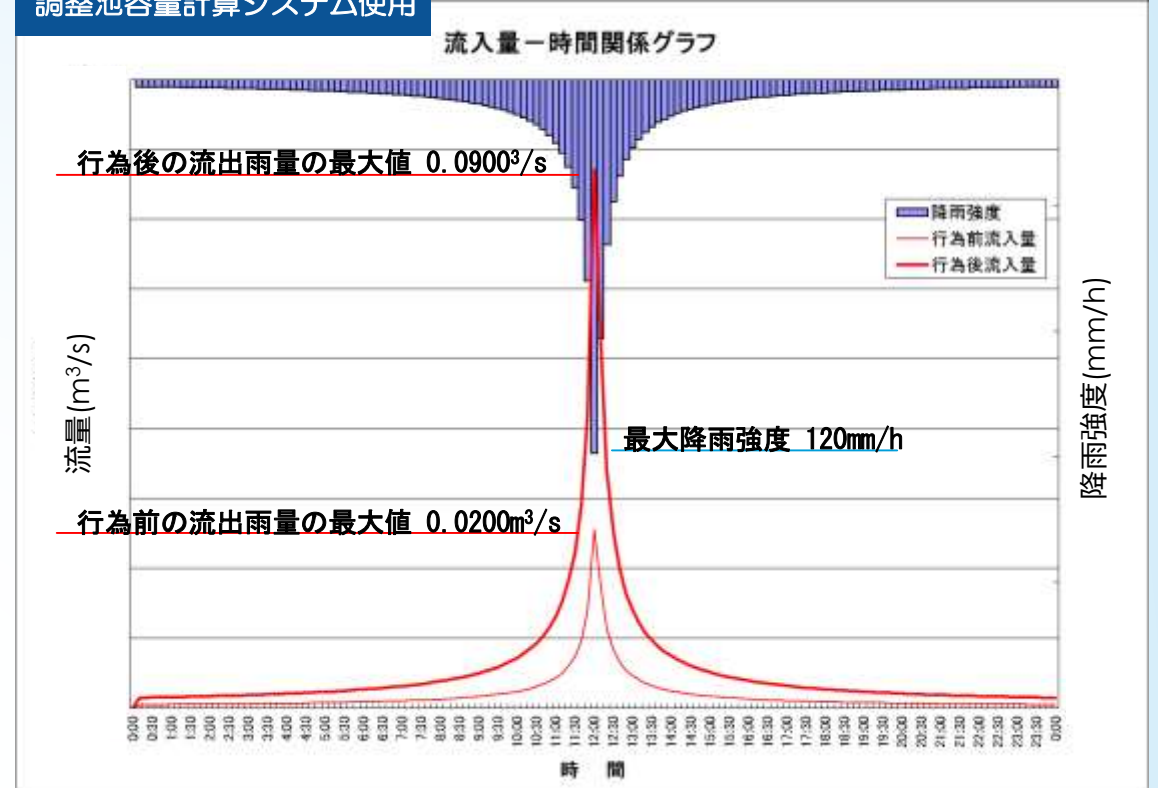
$$0.0900 \text{ m}^3/\text{s} - 0.0200 \text{ m}^3/\text{s} = 0.0700 \text{ m}^3/\text{s}$$

0.0700 m³/s 分をカットする対策が必要



STEP2

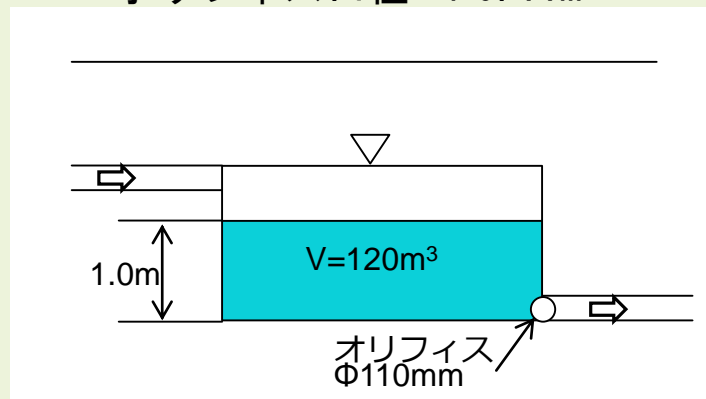
調整池容量計算システム使用



STEP3

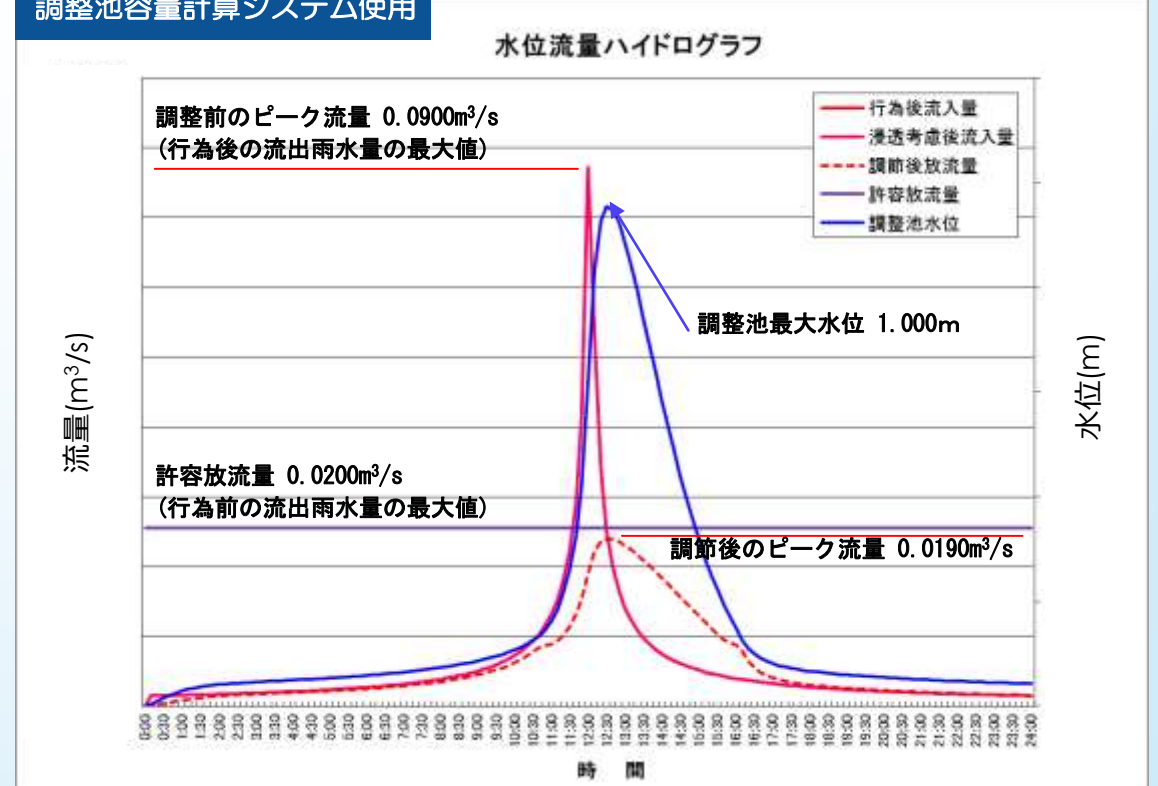
対策施設の検討

(例) 対策施設を地下貯留施設とする場合
 貯留量 V=120m³
 水深 H=1.0m
 オリフィス口径 Φ0.11m



STEP4

調整池容量計算システム使用



対策施設の一例

具体的な構造・工法については許可の申請者の任意のものとする。

・地下貯留施設（コンクリート製）



・地下貯留浸透施設（プラスチック製）

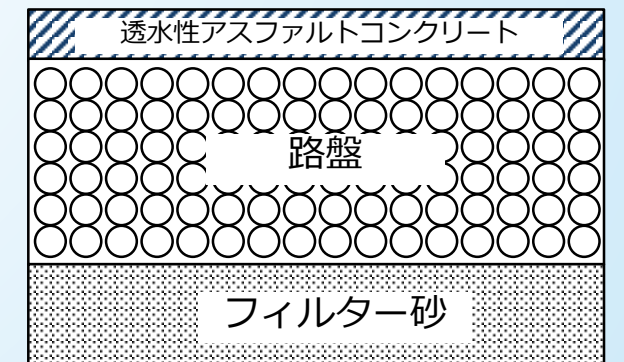


断面図

・浸透マス、浸透トレンチ



・透水性舗装



断面図

雨水浸透阻害行為について参考資料

▼国土交通省ポータルサイト

<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/portal.html>



特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川の指定等に関連する各種情報が掲載されています。

- 特定都市河川浸水被害対策法の基礎情報
- 特定都市河川の取組状況
- 流域水害対策計画の策定状況

○雨水浸透阻害行為の許可

・調整池容量の計算

貯留池容量計算システムでは、宅地等にするために行う土地の形質の改変などの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために設置する雨水貯留浸透施設の必要容量等を概算することができます

・雨水浸透阻害行為の技術指針等

地方公共団体が行う雨水浸透阻害行為に係る事務の参考となるよう各地方公共団体における雨水浸透阻害行為の許可等の技術指針等が掲載されています

その他、指定している各県等のホームページに、申請書の様式や、貯留池容量計算システムが掲載されているため参考にしてください。

雨水浸透阻害行為の許可の要否に係る 一覧及びケーススタディ

解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和5年1月（Ver.1.0）より

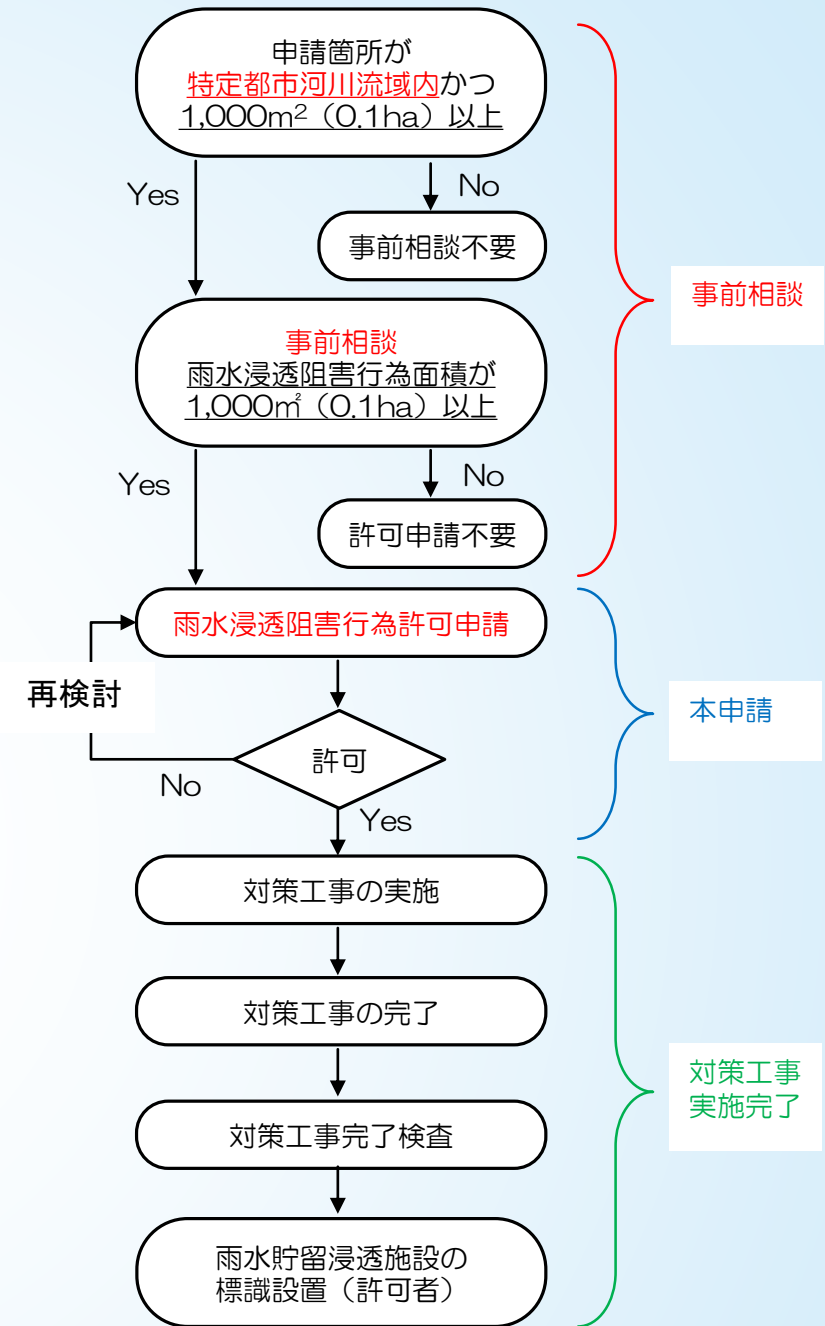
行為後の土地利用	行為前の土地利用												
	告示別表1 (宅地等)					告示別表2 (舗装された土地)		告示別表3 (土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地)			別表4 (別表1～3以外の土地)		
	宅地	池沼・水路・ため池	道路	鉄道線路	飛行場	コンクリート (法面除く)	コンクリート (法面)	ゴルフ場、 運動場 類*	締め固められた 土地	山地	人工 植生 法面	林地・ 耕地・ 原野類	
宅地	池沼・水路・ ため池	道路	鉄道線路	飛行場	宅地等における行為は 法第30条各号に規定する 雨水浸透阻害行為に該当しない		令第7条第2号の規定 により舗装された土地 における行為は許可を 要しない		法30条第1号に該当する行為 宅地等にするために行う土地の形質の変更				
コンクリート (法面除く)	コンクリート (法面)	ゴルフ場、 運動場 類*		締め固められた 土地	法30条第2号に該当する行為 土地の舗装 (コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うこと)		令第8条第1号に 該当しない	令第8条第1号 に該当する行為	法30条第2号に該当する行為 土地の舗装 (コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うこと)				
山地	人工植生法面	林地・耕地・ 原野類	法第30条各号に規定する雨水浸透阻害行為に該当しない		令第8条第2号除外規定に より該当しない		令第8条第2号 に該当する行為		法30条各号に規定する雨水浸透阻害行為に該当しない				

※雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る
告示：流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号）

ケース	該当	備考
ため池を埋め立てて、宅地として造成する	×	ため池は「宅地等」に含まれる
未舗装道路を舗装する	×	道路は舗装、未舗装に関わらず「宅地等」に含まれる
森林に排水施設を伴わないゴルフコースを設置する	×	排水施設を伴うゴルフ場の場合は該当する
水田を整地して、未舗装駐車場として造成する	○	土地を締め固める行為に該当する
未舗装駐車場を舗装する	○	締め固められた土地での舗装に該当する
公共事業として農林地等において舗装を行う	○	事業の目的や主体によらない（行為の内容に着目）
農地を底面をコンクリートで覆った農作物栽培高度化施設にする	○	土地の舗装に該当する
森林を伐採した上で、太陽光発電施設を設置する	○	土地の宅地化に該当する

○：雨水浸透阻害行為であり、許可を要する
×：雨水浸透阻害行為でなく、許可を要しない

雨水浸透阻害行為の許可申請フローイメージ（他県事例を参考）



事前相談・申請先		
雨水浸透 阻害行為の 箇所が	・福岡市、北九州市、 久留米市	→ 各市
	・上記以外	→ 県

問い合わせ先

不明な点や、事前相談など指定までの間は福岡県河川整備課まで問い合わせください
福岡県河川整備課流域治水 担当 TEL：092-643-3691 MAIL：kasenseibi@pref.fukuoka.lg.jp

